

2018年6月22日

## インドにおける外国直接投資の事後報告制度の変更と 外国直接投資の状況の報告義務 / ECB 関連取引の月次報告の簡素化

弁護士 琴浦 諒 / 大河内 亮

インドの中央銀行であるインド準備銀行(Reserve Bank of India (RBI))は、2018年6月7日付で、①外国直接投資の事後報告制度の変更と、これに伴う外国直接投資の状況の報告義務を定めた通達、及び②外国商業貸付(External Commercial Borrowings (ECB))の月次報告の書式の簡素化を定めた通達を、それぞれ発行しました。

本ニュースレターでは、上記各通達の内容について解説します。

特に、①の外国直接投資状況の報告義務は、インドの子会社、合併会社、出資会社等、日本企業その他のインド非居住者から投資を受けている全てのインドの会社等がこれを負うことになるため、注意が必要です。

### 1. インドにおける外国直接投資の事後報告制度の変更

インドの中央銀行であるインド準備銀行(Reserve Bank of India (RBI))(以下「RBI」といいます)は、インドへの外資誘致を促進すべく、2018年6月7日付で外国直接投資に関する通達<sup>1</sup>(以下「FDI 通達」といいます)を発行し、インドの会社等が外国直接投資(Foreign Direct Investment (FDI))を受けた場合の事後報告制度を変更しました。

具体的には、

- (1) 全ての外国直接投資の事後報告をインターネット経由でオンラインでできるようにするとともに、
- (2) 外国直接投資の事後報告書書式9種を1つのSingle Master Form (SMF)(以下「SMF」といいます)と呼ばれる書式に統一しました。

<sup>1</sup> RBI Circular on Foreign Investment in India - Reporting in Single Master Form (RBI/2017-18/194 A.P (DIR Series Circular No.30)

<https://www.rbi.org.in/Scripts/NotificationUser.aspx?Id=11297&Mode=0>

これにより、以下の 9 つの事後報告書の書式が SMF に統一されました。

- ①Form FC-GPR;
- ②Form FC-TRS;
- ③Form LLP – I;
- ④Form LLP – II;
- ⑤Form ESOP;
- ⑥Form Convertible Notes;
- ⑦Form Depository Receipt Return;
- ⑧Form Downstream Investment; and
- ⑨Form InVi.

上記のうち、特に日本企業に影響が大きいと思われるのは①と②の統合であると思われます。

従来は、インド国内の会社から、インド非居住者が新株を引き受けた場合には①の FC-GPR と呼ばれる書式により、既存株式を譲り受けた場合には、②の FC-TRS と呼ばれる書式により、それぞれ事後報告を行っていました。しかしながら、SMF が導入されたことにより、今後は、新株引受の場合であっても既存株式の購入であっても、SMF により外国直接投資の事後報告を行うこととなります。

SMF の導入は、2018 年 6 月 30 日までに行われるとされていましたが、本ニュースレターの日付現在において、RBI から具体的な導入日は発表されていません。また、SMF の書式は導入時までになお変更がありうるものとされています。

## 2. 外国直接投資状況の報告義務

FDI 通達によれば、上記1で述べた SMF の導入に際し、RBI は、外国直接投資を受けている全ての会社、LLP 及び start-up と呼ばれる法人(以下「会社等」といいます。)に対し、過去に当該会社等が受けた外国直接投資の内容を、Entity Master Form (EMF)(以下「EMF」といいます)と呼ばれる書式により報告することを義務付けています。

EMF のフォーマットは、下記 RBI のウェブサイトからダウンロードできます。

[https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/content/pdfs/194NT070618\\_A1.pdf](https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/content/pdfs/194NT070618_A1.pdf)

この報告は1回的なものですが、インドにおいて外国直接投資を受け入れている全ての会社等が、これを行うことを義務付けられています。そのため、日本企業が出資しているインドの会社等(子会社、合弁会社、出資先会社等)についても、この EMF の報告を行う必要があります。

EMF の報告期間は、2018 年 6 月 28 日から同年 7 月 12 日までとされており、RBI のウェブサイトを通じて報告を行う必要があります。もし、この報告を行わなかった場合、当該会社等は、①今後、さらなる外国直接投資を受けることができなくなる可能性があるとともに、②RBI からインド外為法違反を理由に処分を受ける可能性があります。

EMF は、RBI による各会社等における外国直接投資の状況の確認ともいうべきものであり、上記新たな事後報告制度を導入するに際して、全ての会社等の過去の外国直接投資の状況を把握しておきたいという思惑により実施されるようです。

### 3. 外国商業貸付( ECB )の報告書式の変更

上記1、2の FDI 通達とは別個に、RBI は、2018 年 6 月 7 日付で、外国商業貸付( External Commercial Borrowings ( ECB ))(以下「 ECB 」といいます)に関する通達<sup>2</sup>(以下「 ECB 通達 」といいます)を発行し、インド居住者が ECB を受けた場合の月次報告の書式を変更、簡素化しました。

インド外為法上、 ECB を受けたインド居住者は、返済等を含む全ての ECB 関連取引について、RBI に対し、 AD-Category-I Bank と呼ばれる外為取扱銀行を通じて、「 ECB 2 Return 」と呼ばれる書式により月次報告を行わなければならないとされています。今回の ECB 通達は、「 ECB 2 Return 」の書式を簡素化するものであり、 ECB を受けた居住者の月次報告の際の負担が軽減されています。これにより、日本企業の子会社や合併会社で、親会社、出資会社である日本企業から ECB を受けている会社の月次報告義務が軽減されることになると考えられます。

ECB 通達によれば、2018 年 6 月末以降は、上記簡素化された「 ECB 2 Return 」の書式により、 ECB 関連取引の月次報告が行われる必要があるとのことです。

---

<sup>2</sup> RBI Circular on External Commercial Borrowings – Monthly Reporting through ECB 2 Return (RBI/2017-18/193 A. P. (DIR Series) Circular No. 29)  
<https://www.rbi.org.in/Scripts/NotificationUser.aspx?Id=11296&Mode=0>

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 琴浦 諒([ryo.kotoura@amt-law.com](mailto:ryo.kotoura@amt-law.com))  
弁護士 大河内 亮([ryo.okochi@amt-law.com](mailto:ryo.okochi@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。